

＜学生支援体制＞

学生生活全般の支援を行う部署として、学生厚生委員会、保健管理センター、学生支援部学生担当などがある。特に学生担当では、給付・貸与の奨学金及び授業料減免に関する事項、課外活動に関する事項、学生の正課外での学びに関する事項、留学生の在籍管理・支援に関する事項など、学生厚生全般を担当し学生生活支援を行っている。

大学に馴染めず、修得単位が少なかったり、授業への出席率が低い場合には、声かけを行ったり、ゼミ担当教員と相互に連携を取りながら学修指導や三者面談の対応を行っている。

また、学生の代表である「学生会」と、その下部組織の会議への参加や、役員たちと意見交換を通じて、学生の要望を吸い上げるなど学生サービスの向上を図っている。

＜保健管理センター＞

保健管理センターでは、医務室と学生サポートルームを運営しており、特に近年は学生の健康相談、メンタルケア、生活相談など相談内容が複雑なケースが増えていることから医務室の看護師、学生サポートルームのカウンセラー、バリアフリー推進室の障がい学生支援員、ゼミ担当教員、学生担当の職員が連携を取りながら対応している。

＜学生教育研究災害傷害保険・賠償責任保険＞

本学では大学で費用負担して、すべての学生が卒業するまでの4年間、学研災および付帯賠償責任保険に加入しています。正課授業・課外活動・通学中の自身のケガ、または相手にケガを負わせたり、物品を壊してしまった場合などは保証の対象となる場合があります。

＜キャンパスマナーの徹底＞

礼節を重んじるという精神は、共栄学園創設以来の長い伝統がある。本学でも精神を受け継いで社会で生きるための基本である礼儀・礼節を尊ぶ「気品の模範」を教育理念の一つに掲げて大学教育の指針としている。

これを具現化するために、従来より喫煙マナーについては厳しく取り組んでいる。健康増進法に則り屋内の全面禁煙化を実施しているが、屋外についても指定の喫煙場所以外の喫煙を禁止する措置をとっている。

また服装についても、「学生らしい」「学修に適した」服装を心掛けるようオリエンテーション等で周知を図っている。

＜ハラスメントの防止＞

学内に「ハラスメント防止委員会」を設置し、啓蒙及び防止に努めると共に、問題が発生した場合には対処できるようにしている。ハラスメントを未然に防止するため「リーフレット」を作成してオリエンテーションで配付するなど周知を図っている。また、「ハラスメント相談員」を配置し、学生からの相談を受け付ける体制を整えている。